

架空請求

適格消費者団体を名乗る《消費生活情報センター》からの
はがきにご注意ください！！

生活保全確認通知書

管理番号 平成20年 () 第 _____ 号

この度、貴方が契約会社に対して行っている料金の未払いもしくは契約不履行に、当該会社が貴方に対して訴状を、管轄簡易裁判所に申請した事を通知致します。

当該会社、訴訟内容等につきましては担当職員にて請け賜ります。
当センターは原告側からの最終通告、また御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関の為、ご本人様からのご連絡お願い致します。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているではありません。

このまま連絡なき場合は、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。

尚も放置しておく、相手側の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、貴方の給料や財産の差し押さえ等をされてしまう事がありますのでご注意ください。

* 最近、個人情報悪用し民事裁判制度を利用する業者の手口もみられますので万が一身に覚えがない場合早急にご連絡下さい。

※ 公的機関がこのようなはがきを出すことはありません。

※ 絶対に相手方に連絡しないようにしてください。

※ 不安な時は消費生活相談窓口にご相談下さい。

